

墓地の改葬許可について

墓地に埋葬されている遺骨や遺体を他の墓地や納骨堂に移すことを「改葬」と呼びます。改葬を行うには、市への改葬の申請を行い、許可を得たうえでないと移すことができません。

改葬を行う際は、まず市でお渡しする「改葬許可申請書」に必要な事項（下記参照）を記入し、現在埋葬している墓地の管理者による埋葬の事実を証明する記名及び押印をもらいます。

その申請書に必要な添付書類を添えて環境衛生課へ提出した後、記入事項等に不備がなければ、改葬許可書を発行します。

改葬許可書は、移転先の墓地の管理者へ渡してください。

なお、申請者が墓地使用者等（墓地使用者又は焼骨収蔵委託者）と異なる場合は、墓地使用者の承諾書が必要となります。

申請書に必要な添付書類

- ① 現在埋葬されている土地の位置図（住宅地図など場所が分かるもの） 1部
- ② 移転先の霊園等の受け入れ証明書 1部
- ③ 申請者の現住所地における住民票の抄本 1部
- ④ 戸籍謄本（死亡者と申請者との続柄がわかる戸籍謄本等） 1部

記入・作成要領

- ① 記入例を参考に記入してください。
- ② 死亡者が複数の場合は死亡者の氏名等は別紙に記入してください。
- ③ 現在埋葬している墓地等の管理者による埋葬の事実を証明する証明は、寺院の墓地であれば住職等その墓地の管理者、地区管理の墓地であれば地区の区長等に証明をしてもらいます。申請者本人のみの管理の場合は、申請者の氏名を記入・押印してください。
- ③ 移転先の霊園等の受け入れ証明書は、移転しようとする霊園等に証明書をもらってください。様式は霊園等のものでかまいません。

問合せ先 〒873-0503 大分県国東市国東町鶴川556番地

国東市役所 環境衛生課 田尾

TEL 0978-72-9001

FAX 0978-72-9002